

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

◆お年寄りを狙う悪質商法に注意しましょう！

◆特定商取引法の基礎知識 第1章

◆石油ストーブの事故に御注意ください

◆国民生活センターADRについて

11 November
月号

第32号

お年寄りを狙う悪質商法に注意しましょう！

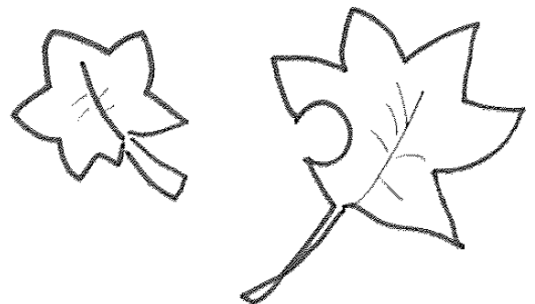
県の消費生活センターには、お年寄りを狙った悪質商法に関する相談が多く寄せられています。お年寄りの中には、人の言うことを疑わず信用してしまい、だまされたことに気付かない事例が多く見られます。

また、被害にあったと自覚していても、「恥ずかしい」、「他人に迷惑をかけたくない」と思い、誰にも相談しない場合も少なくありません。

今回は、お年寄りを狙う代表的な悪質商法について一緒に学び、被害を未然に防止しましょう。

① 投資 勧 誘

「値上がりするのは確実。絶対に儲かる」とか、「限られた人しか購入できない。代わりに購入してくれば高値で買い取る」などと言って株や社債を購入させた後、業者と連絡が取れなくなってしまうようなものです。



こんな事例がありました

海外での養殖オーナーに出資したが、約束された配当は全くなかった。

トラブルにあわないために！

- ◇ リスクなく資産を増やせるようなうまい話はありません。業者の言うことを鵜呑みにせず、きっぱり断りましょう。
- ◇ 不安なことがあったら一人で悩まず、家族や消費生活センターに相談しましょう。

②住宅リフォーム工事

- 床下工事（床下換気扇，床下除湿剤）
- 屋根工事，耐震工事 など

「無料で点検する」などと言って訪問し，点検後に「今すぐ工事しないと倒壊する危険性がある」などと不安をあおって，工事の契約を迫ります。

こんな事例がありました

訪問業者から，「火災保険」に入ると保険金でリフォームできると言われ，加入した。その後，業者にリフォームの見積りのみ依頼したところ，工事の契約を強く迫られた。



トラブルにあわないために！

- ◇ 契約を急がせる業者には要注意。その場で契約せず，数社から見積りを取ったり，家族に相談するなどしてから，契約しましょう。
- ◇ 必要がない場合は，きっぱり断りましょう。

まとめ

- 見知らぬ業者に，プライバシーに関わることを教えない。
- 必要がなければ，きっぱりと断る。
- 心配なことは，すぐに家族や消費生活センターに相談する。

特定商取引法の基礎知識 第1章

皆さん，悪質な事業者にだまされないようにするため，これから特定商取引法を少しずつ勉強していきましょう！！

特定商取引法には，消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に事業者が守るべきルール等が定められています。これまでは，「訪問販売」，「通信販売」，「電話勧誘販売」，「連鎖販売取引」，「特定継続的役務提供」及び「業務提供誘引販売取引」の6つの取引類型が規制の対象でしたが，昨今，事業者が家に押しかけて貴金属等を強引に買い取るといった被害が増えてきたこともあり，新たに「訪問購入」も規制対象となりました。

次回からは，「訪問販売」について解説していきます。



石油ストーブの事故に御注意ください

朝晩冷え込む季節になってきました。これから石油ストーブを出してお使いになる御家庭も多いかと思えます。お使いになる場合は、以下の点に十分注意しましょう。

石油ストーブの事故は多くの原因で発生しています

給油時の漏れた灯油で火災

事例

住宅から出火し、1人が死亡して2人がやけどを負った。(平成22年1月 富山県)

原因

石油ストーブの火を消さずにカートリッジタンクに給油したところ、カートリッジタンクのふた(ネジ式)の締め方が不完全だったために灯油がこぼれ、ストーブの火が引火し、火災に至ったものです。



一酸化炭素中毒で死亡

事例

就寝中、一酸化炭素中毒で1人が死亡した。(平成21年12月 福井県)

原因

石油ストーブを閉め切った寝室で長時間使用したため、酸素が不足して不完全燃焼がおきて一酸化炭素中毒になったものです。



ものが燃えるには、たくさんの空気が必要です。そのため、換気をしないと新鮮な空気が不足して不完全燃焼がおきて一酸化炭素が発生し、一酸化炭素中毒になります。一酸化炭素は、無色・無臭のため気がつきにくく中毒になると死亡することもあります。



洗濯物が落下して火災

事例

住宅から出火して全焼した。(平成21年2月 埼玉県)

原因

石油ストーブの上に干していた洗濯物が落下して火がついたものです。

間違えてガソリンを給油して火災

事例

住宅から出火して全焼し、顔や手にやけどを負った。(平成21年3月 千葉県)

原因

ガソリンを灯油と間違えて石油ストーブに給油したため、異常燃焼を起こして火災に至ったものです。



給油する際は、必ず火を消してください。また、カートリッジタンクのふたが完全に締まっているかどうか確認してください。

洗濯物を上部で乾かさないうでください。乾燥して軽くなった洗濯物が上昇気流で外れて落下する危険性があります。また、燃えやすいものを近くに置かないでください。

間違えてガソリンを入れると異常燃焼を起こします。保管場所に注意しましょう。

一酸化炭素中毒防止のため、定期的に換気をしてください。

出典：独立行政法人製品評価技術基盤機構

国民生活センターADRについて

独立行政法人国民生活センターでは、身の回りで起こる様々な紛争について、当事者(消費者と事業者)以外の第三者に関わってもらいながら解決を図るADR(裁判外紛争解決手続)を行っています。

「裁判だとお金も時間もかかりすぎる。でも、泣き寝入りはしたくない。」「相手と直接交渉しては解決しそうにない。」「中立的な専門家にきちんと話を聞いてもらって解決したい。」というようなときは、ADRでの解決を考えてみるのも有効な手段です。

独立行政法人国民生活センター紛争解決委員会事務局

電話：03-5475-1979

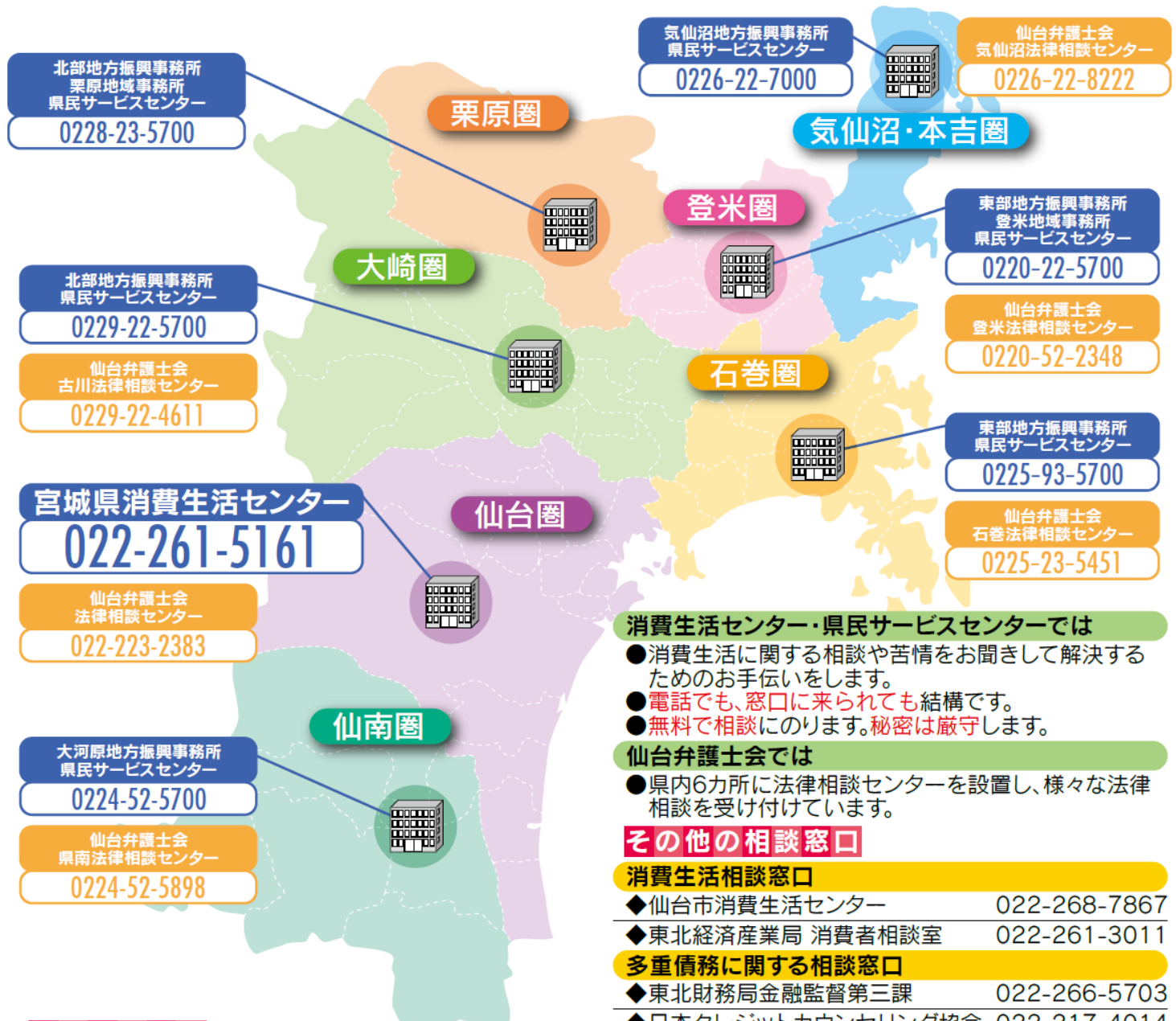
URL：<http://www.kokusen.go.jp/adr/hunsou/index.html#madoguchi>



困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

- 消費生活相談窓口**
- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
 - ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

- 多重債務に関する相談窓口**
- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
 - ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

- 国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口**
- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632

◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00
土・日 9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。